

IV 入札契約等の取扱い

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとされました。

1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところですが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定することとされています。

- (1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。
- (2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。
- (3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。
 - ① 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと）
 - ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
 - ア 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
 - イ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
 - ウ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
 - エ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
 - オ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
 - カ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合
 - ③ 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - ア 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
 - イ 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
 - ウ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合
 - ④ 競争入札に付することが不利と認められる場合
 - ア 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

- イ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ウ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- エ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

- ⑤ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
 - ア 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
 - イ 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
 - ウ ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及びイの適用は受けない。
- ⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条を変更することはできないこと）
- ⑦ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）

(4) 価格による随意契約（(3)①の契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負：250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ：160万円
- ・ 上記に掲げるもの以外：100万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。

- ① 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。
- ② 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより

予定価格を定めるものとする。

- (6) 施設整備に係る契約については、平成13年7月23日付雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。

また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件によること。

- (7) 会計監査に係る契約については、(3)から(5)までにかかわらず、随意契約が可能であること。

具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。

また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

- (8) 重要な契約については、法第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、法第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

2 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、法第45条の24に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第45条の27に基づき、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法45条の34に基づき、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければならないこと。

別 表

区 分	金 額
会計監査を受けない法人	1,000万円
会計監査人設置法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せず公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・建設工事：20億円 ・建築技術・サービス：2億円 ・物品等：3,000万円

V-1 資金の流用及び異動（原則）

社会福祉法人内外への資金の流用及び異動については、事業の種類に応じて各種の通知が発出されており、様々な制限が設けられています。

1 社会福祉事業の類型に応じた各種通知

(1) 措置費支弁対象施設を運営する事業

「社会福祉法人が運営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

(2) 保育所を運営する事業

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託料の経理等について」（平成29年4月6日付け府子本第225号、雇児発0406第2号、内閣府子ども・子育て本部総括官、厚生省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

(3) 特別養護老人ホームを運営する事業

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（一部改正について）（平成26年6月30日付け老発0630第1号、厚生労働省老健局長通知）

(4) 障害者支援施設等を運営する事業

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（一部改正）（平成19年3月30日付け障発第0330003号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 公益事業において生じた剰余金の取扱い

公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てる（「社会福祉法人審査基準」第1-2-(6)）。

3 収益事業から生じた収益の取扱い

収益事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当する（「社会福祉法人審査基準」第1-3-(3)）。

V-2 資金の流用及び異動（措置施設）

措置費支弁対象施設における運営費（措置費）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）にて定められています。

また、この局長通知に係る質疑応答の形で、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正で（平成29年3月29日付け雇児福発0329第4号、社援基発0329第2号、障障発0329第1号、老高発0329第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知）が発出されていますので、併せて参考にしてください。

1 運営費の弾力的運用が認められる要件

ここでいう運営費の弾力的運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められます。

ただし、(4)についてのみ要件を満たさない法人については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の課長通知の中で、詳細な取扱いが定められています。

(1) 「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。

(2)

・「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」

(平成12年10月25日付け社援第2395号)

・「障害者支援施設等に係る指導監査について」

(平成19年4月26日付け障発第0426003号)

・「老人福祉施設に係る指導監査について」

(平成12年5月12日付け老発第481号)

・「児童福祉行政指導監査の実施について」

(平成12年4月25日付け児発第471号)

に基づく施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。

(3) 「社会福祉法」に計算書類、財産目録等が公開されていること。

(4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。

① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等

からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。

- ② 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

2 対象施設

ここで言う措置費支弁対象施設は、次のとおりです。

- (1) 生活保護法による保護施設
- (2) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設（視聴覚障害者情報提供施設に限ります）
- (3) 老人福祉法による老人福祉施設（養護老人ホームに限ります）
- (4) 売春防止法による婦人保護施設
- (5) 児童福祉法による
 - ・児童福祉施設
 - ・児童自立生活援助事業を行うための施設（自立援助ホーム）
 - ・小規模住居型児童養育事業を行うための施設（ファミリーホーム）

が該当します。

ただし、生活保護法による授産施設については、直接事業活動にかかる経費（授産事業活動に要する設備の償却を含みます。）を除いた部分についてのみ適用を受けます。

3 運営費等の使途範囲

- (1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものですが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができます。
- (2) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができます。

なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えありません。

① 人件費積立金

人件費の類に属する経費に係る積立金

② 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業

務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金

- (3) 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等（※）の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができます。

※「社会福祉施設等」とは、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」局長通知の別表3に掲げられています。

- (4) サービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）において発生した預貯金の利息等の収入については、次の経費に充当することができます。

- ・独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息
- ・法人本部の運営に要する経費
- ・同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費
- ・同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費

4 前期末支払資金残高の取扱い

前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができます。

なお、当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有としなければなりません。

- (1) 法人本部の運営に要する経費
- (2) 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費
- (3) 同一法人が運営する公益事業に要する経費

5 運営費の管理・運用

- (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行わなければなりません。

- (2) 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度に限って認められます。

また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付けは一切認められません。

V-3 資金の流用及び異動（保育所）

保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところです。

一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされています。

記

1 委託費の使途範囲

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費（以下単に「委託費」という。）のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所におい次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準が遵守されていること。
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。

- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。
- (3) (1)に関わらず、委託費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。
- ① 人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）
- ② 修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）
- ③ 備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）
- なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。
- (4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。
- また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。
- また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。
- (5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社

会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（（4）の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

① 「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

ウ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。

(6) (1)に関わらず、委託費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産

② 保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得

に要する費用に係る積立資産)

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

2 賃金改善要件分等の取扱い

賃金改善要件分については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」において職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、当該通知の2の（1）の（ク）により、複数の施設を運営する事業者が、賃金改善要件分を同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記1によらず当該通知において定めるところによる。

また、当該通知において、「職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意すること。

なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年1月14日公表（厚生労働省）」）による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1) 前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

(2) 前期末支払資金残高については、1（5）の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に

積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

- ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
 - ② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
 - ③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費
- (3) 企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。

ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。

また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

V-4 資金の流用及び異動（特別養護老人ホーム）

平成12年4月1日から介護保険制度が実施されたことに伴い、特別養護老人ホーム等においてはそれまでの措置費から介護報酬に移行したことに伴い、平成11年度末時点における繰越金及び引当金並びに平成12年度以降における運営費等の取扱いについて「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）が定められています。

1 平成11年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

(1) 対象施設

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、平成11年度末までに開所した施設です。

(2) 対象経費

「社会福祉法人経理規程準則」（昭和51年1月31日付け社施第25号社会局長・児童家庭局長連名通知の別紙1）第35条に定める平成11年度決算報告書の当該特別養護老人ホームに属する施設会計貸借対照表中、繰越金（前期繰越金及び当期繰越金をいいます。）及び引当金（人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金をいいます。）（以下「繰越金等」といいます。）です。

(3) 繰越金等に関する取扱い

繰越金等の一部については、長期的に安定した事業運営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として引き当てられていたことも考慮し、下記の通り取扱います。

なお、移行時の具体的な会計処理については、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（平成12年3月10日付け老計第8号老人福祉計画課長通知。以下「指導指針」といいます。）の規定により行います。

① 繰越金等の取扱い

繰越金等については、指定介護老人福祉施設としての事業を開始する会計年度（以下「介護保険会計年度」といいます。）の初日をもって、指導指針に定める調整を行い、調整後の額を移行時特別積立金（以下「積立金」といいます。）として計上するとともに、積立金と同額の現預金を他の現預金と区別し、移行時特別積立預金（以下「積立預金」といいます。）として計上します。

また、調整に当たっては、次の事項に留意しなければなりません。

なお、積立預金は、預貯金など元本が保証される安全確実な方法にて、施設ごとに管理しなければなりません。

ア 繰越金等のうち、指導指針に定める「移行時の減価償却の取扱い」により、施設の開所時から平成11年度末までの減価償却費の累計額（当該累計額に対応する国庫補助金等の額を控除した額とします。以下同じ。）を算出し、この経費に繰越金等を充てることができます。

イ 介護保険会計年度以前に、都道府県知事等から平成15年7月1日付け老

発第0701003号による改正前の「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」の通知（以下「旧通知」といいます。）による積立金の流用又は使用に関する承認を受けている場合は、その範囲内の必要な経費に繰越金等を充てることができます。

② 減価償却費の取扱い

上記（１）のアにより算出された平成11年度末までの減価償却費の累計額については、累計額と同額の現預金を他の現預金と区別し移行時減価償却特別積立預金（以下「減価償却積立預金」といいます。）として計上します。ただし、資金不足が生じる場合は、資金不足が生じない範囲内の額とします。

③ 施設における事務処理及び手続き

施設において、上記（１）及び（２）による会計処理を行った場合は、介護保険制度への移行時の会計処理として、指導指針に定められた会計処理を行うとともに、介護保険会計年度に属する予算関係の計算書類を修正又は補正し、介護保険会計年度の初日から起算して2か月以内に理事会（評議員会を設置している法人にあっては、評議員会とします。以下同じ）の承認を得ることとされています。

（４）積立金及び積立預金の取り崩しについて

① 積立金及び積立預金は、当該施設を運営する社会福祉法人が次に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費（ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金（平成10年9月以前に借り入れたものに限ります。）の繰上償還のための経費を除きます。）に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができます。

ア 社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業

イ 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業

② 旧通知により、措置制度から介護保険制度への移行時における当該指定介護老人福祉施設の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいいます。）として必要な経費に積立金を流用したために、積立預金の額が積立金の額を下回る場合には、上記①の取崩しは、あらかじめ積立金を積立預金と同額まで取り崩した上で行わなければなりません。

③ 上記②のとおり、繰越金等の一部については、長期的に安定した事業運営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として引き当てられていたものであることを考慮して、積立金及び積立預金として計上されているところであるが、その一層の活用が求められていることから、上記①の事業運営等へ充当する、又は2の（３）の②に示す積立金に示す積立金に積み立てる等の具体的な検討を行い、その有効性を図ること。

④ 上記①の運営に要する経費には、決算処理に当たって欠損金が見込まれる場合の補填経費を含み、旧社会福祉・医療事業団からの借入金（平成10年9月以前に借り入れたものに限ります。）の繰上償還のための経費を含みません。

⑤ 積立金及び積立預金を有する社会福祉法人が国庫補助事業として老人福祉施設等（社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）

金交付要綱（平成3年11月25日付け厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙）の第2の2の（3）に掲げる施設をいいます。）を整備しようとする際の国庫補助基準の算定に当たっては、別に定めるところにより、総事業費から積立預金の額を差し引きます。

（5）減価償却積立預金の取扱いについて

当該施設において、減価償却積立預金を取り崩す必要が生じた場合は、理事会の承認を得て、これを取り崩すことができます。

2 平成12年度以降における運用上の取扱い

（1）対象施設

特別養護老人ホームであって、介護保険法に定める指定介護老人福祉施設の指定を受けた施設です。

（2）資金の運用

指定施設サービス等に要する費用の額（以下「施設報酬」といいます。）は、施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の使途については、原則として制限を設けません。ただし、指定介護老人福祉施設は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできません。

- ① 収益事業に要する経費
- ② 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含みます。）に属する経費
- ③ 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

（3）運用上の留意事項について

① 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設経営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えありません。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えありません。

② 資金の積立て等

次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、安定的な経営の確保及び財務状況の透明性に確保の向上を図る観点から、事業計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために、積立金を積み立てよう努めること。例えば、積立金は、次のようなものが考えられる。

・施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金

- ・人件費積立金

人件費の類に属する経費に掛かる積立金

③ 予算の弾力的運用

指定介護老人福祉施設の運営に要する経費の予算は、経営状況が把握できるよう、人件費及び経費（移行時前の管理費及び事業費に相当する勘定科目）等に区分したところですが、弾力的な予算執行の観点から、当該指定介護老人福祉施設に係る経理規程又は会計処理規程など規程等の定めにより、一定の手続を経て、予算の科目間（中区分までに限ります。）流用及び予備費の使用ができるものとします。

なお、適正な予算執行の観点から、予算額と決算見込額とに著しい差異を生じることが見込まれる場合、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正することとされています。

④ 資金の繰替使用

施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えありません。ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補填しなければなりません。

⑤ 役員等の報酬

施設報酬を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なう恐れがあります。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはなりません。

V-5 資金の流用及び異動（障害者支援施設）

平成18年10月1日から障害者自立支援法（当時。現在の障害者総合支援法）が本格実施されたことに伴い、従来の支援費制度における事業体系から障害者自立支援法に基づく新たな事業体系へとされたことによる移行時特別積立金並びに平成18年10月以降における運営費等の取扱いについて「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（一部改正）（平成19年3月30日付け障発第0330003号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が定められています。

1 移行時特別積立金の取扱い

(1) 対象施設

障害者自立支援法附則第35条又は同法附則第52条の規定による改正前の身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく

- ・身体障害者更生施設
- ・身体障害者療護施設
- ・身体障害者授産施設（小規模授産施設及び福祉工場を除きます。）
- ・知的障害者更生施設
- ・知的障害者授産施設（小規模授産施設及び福祉工場を除きます。）
- ・知的障害者通勤寮

であって、平成14年度末までに開所した施設が対象です（以下「身体障害者更生施設等」といいます。）。

(2) 対象経費

廃止前の「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」（平成15年3月26日障発第0326002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する経費であり、次の(3)により「移行時特別積立金」（以下「積立金」といいます。）及び「移行時特別積立預金」（以下「積立預金」といいます。）として計上したものが対象です。

(3) 積立金及び積立預金の取り崩し

積立金及び積立預金は、次のいずれかの経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができます。

- ① 支援費制度から障害者自立支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援を行う事業所、指定障害者支援施設又は特定旧法指定施設（以下「指定障害者支援施設等」といいます。）の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいいます。）として必要な経費。

ただし、運転資金については「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第522号）、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー

ビスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)及び「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第524号)に基づき、指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援又は指定旧法施設支援に要する費用の額として算定される額(平成18年10月又は移行月における見込額)概ね3か月分を限度とします。

- ② 当該施設の決算処理に当たって、欠損金の補填経費
- ③ 当該施設を運営する社会福祉法人が次に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたもの)に限ります。)の繰上償還のための経費を除きます。
 - ア 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業
 - イ 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業

2 平成18年10月以降における運用上の取扱い

(1) 対象施設及び事業所

指定障害者支援施設等です。

(2) 資金の運用

指定障害者施設支援等に支給される自立支援給付費(自立支援医療費を除きます。以下同じ。)は、支援費と同様、指定障害福祉サービス等を利用者に提供した対価として自立支援給付費を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設等の運営に要する経費などの資金の使途については、原則として制限を設けません。ただし、指定障害者支援施設等は障害者自立支援法第5条に規定する事業を行う施設であることから、当該指定障害者支援施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできません。

- ① 当該指定障害者支援施設等を運営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する収益事業に要する経費。
- ② 当該指定障害者支援施設等を運営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含みます。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除きます。
- ③ 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

(3) 運用上の留意事項

① 資金の繰入れ

自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設経営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えありません。

なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えありません。

② 資金の繰替使用

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えありません。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければなりません。

③ 役員等の報酬

自立支援給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なう恐れがあります。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはなりません。

3 その他の事項

(1) 適正な会計処理

- ① 指定障害者支援施設等の会計は、その施設の経営状況を明らかにするため、適正な会計処理を行うこと。
- ② 各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定障害者支援施設等の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。

(2) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」通知との関連

平成18年10月以降の指定障害者支援施設等の運営に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

(平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号3局長連名通知)及びこれに関連する通知は、適用されない。